

障がい者ふれあい支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この事業は、障がい者等にふれあいの場を提供することにより、余暇の充実を図ることを目的とする。

(事業の実施者)

第2 この事業における実施者は、次のとおりとする。

県全域にわたる事業を実施するNPO法人、非営利の福祉活動を行っているボランティア団体又は社会福祉法人等とする。

(参加対象者)

第3 この事業における参加対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者）並びにその家族
- (2) その他、県知事が支援を必要と認めた者

(実施内容)

第4 この事業は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 障がい者等が行うスポーツ、レクリエーション（ハイキング、キャンプ、オリエンテーリング等）、趣味の活動（料理、音楽、絵画、陶芸、カラオケ等）等のふれあいの場の提供
- (2) 障がい者等へのふれあいの場に関する情報提供及び相談支援

(実施の条件)

第5 この事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を満たすことを条件とする。

- (1) 次のいずれかを行うものとする。
 - ア 10圏域すべてにおけるふれあいの場の提供
 - イ 10圏域中、5圏域以上におけるふれあいの場の提供及び県内全域からの参加者を募るふれあいの場の提供
- (2) 団体等の関係者だけでなく、障がいの別を問うことなく、一人暮らしの障がい者等多くの方に事業への参加を促すこと。
- (3) ボランティアを募集し、障がいのある方とない方とが共に活動するように努め、障がい者等を地域で支える支援の輪を構築すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、参加する障がい者等の事故防止に十分留意すること。

(事業への補助)

第6 県の補助は、別に定めるところによるものとする。